

## 2 景観形成道路の指定

### (1) 景観形成道路

良好な景観づくりを目的に、条例に基づいて指定される道路のことです。

次の2路線とその沿道が指定され、計画的な景観誘導を行っています。

- ①町の顔となるような、特徴ある沿道景観形成のために、計画的に景観誘導していく必要がある道路として「**都市軸道路**」(都市計画道路新町・中郷線、中郷・寺子線、荒川沖・寺子線、追原・久野線) 及びその沿道
- ②のびやかに広がるみどり豊かな田園景観を守るために、計画的に景観誘導していく必要がある道路として「**国道 125 号バイパス**」(町内区間) 及びその沿道

また、沿道の土地利用の状況や将来の景観形成の方向性などから、下図のように路線をいくつかの区間に区分し、その区間ごとに沿道の景観づくりを進めていきます。

